

随意契約締結情報

当社が令和5年8月に締結した100万円を超える契約のうち、
日本赤十字社会計規則第36条の規定に基づき随意契約を締結したものは以下のとおりです。

※随意契約を行う際は、可能な限り2社以上の業者から見積書を徴収し、最も安価な額を提示した業者と締結を行います。

No.	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額	契約理由
1	日本赤十字社和歌山県支部各地区区分区への電動アシスト付き自転車の整備	令和5年8月7日	有限会社リョーリン	6,664,050円	競争に付しても入札者が ない場合